

中小企業問題と協同組合運動

山田通夫

目次

- 一、中小企業問題と協同組合
- 二、今日の協同組合
 - a. 事業協同組合
 - b. 調整組合
 - c. 企業組合・信用協同組合
- 三、協同化の限界
- 四、むすび

今や独占資本主義の段階においては、経済の一般的危機とともに、独占資本みずから、その資本の運動法則によつて、産業構造上の矛盾に直面している。幾多の弱小の中小企業にとつては、より一層の矛盾の担い手として現出する。今日の中小企業問題は、このような資本主義の発展過程に生じてきた産業構造上の矛盾のもとに起きたものである。支配的な企業が、それより後れたもの、弱いものをいかにつかまえていくか、という資本の運動法則のもたらした一つの矛盾であり、問題である。もちろん、日本の中小企業問題は、欧米諸國に比して、日本資本主義の発展過程における特殊性を反映して著しい特質を持つものであるが、とにかく、中小企業は大企業の周辺や割目に根強く存在を続けている。独占の眞髓は、すべてを包括支配する性格にあるが、独占の目的は、それが全分野を支配し得る程度

に強い場合に達成されるものである。すなわち、独占は、まず、企業の單なる数ではなくて経済的比重であり、「産業の基幹領域」“Key” spheres of industry と、「生産の基幹線」“Key” lines of production とに対する統御である。また、大企業が、たとえ産業の生産高の大部分を統御してなくとも、無数の小規模の独立企業を様々の方法で支配する。このように中小企業問題は独占企業との関連において把握されるのみならず、さらに中小企業相互間の問題をも内包するのである。中小企業はそれぞれの中・小の資本に應じて利潤を求めて競争する。独占企業の手のつけない分野において、また下請企業として独占資本に執拗に結合すべく競争する。中小企業がその過多性のために相互に競争することは、自ら墓穴を掘るにひとしい。かくして、中小企業予備軍は、自らの競争の結果として再生産される。ますます中小企業の立場は悪化し、零細化していく。中小企業問題は、独占段階において、特にその危機の段階において、二重にクローズ・アップされるのである。さらに、今日、独占資本は狹隘な市場にぶつかり、新しき市場を中小企業の分野にまで求めて進出しはじめた。高度な機械化は、尙更のこと中小企業への圧迫となつてきた。

ここに、中小企業の組織化、協同化が一層に要請されるのである。組織化は中小企業がその窮境を打開するため、唯一でなくとも、最も効果的な道である。組織化の推進に中小企業問題の現段階的解決のいとぐちを見出すのである。組織化によつて資本を集中し、適正な規模を獲得してその経営能力を引上げる。すなわち共同施設による共同加工、技術の改善、共同購入・販賣による大資本に対する競争能力の引上、金融受入能力の増大のために企業の組織化が必要とされる。

中小企業の組織化は、協同組合運動となつて推進される。協同組合運動は、たしかに資本主義の發展過程にあつて生育してきたものである。それは元來、資本主義を否定するものではない。その肯定の上に行われる。協同組合は資本主義社会における一つの組織であり、人々の協力のための組織である。民主的な組織である。協同、協力という意味では、たしかに大資本のカルテル、トラスト、コンツェルンに共通するものがある。しかし、こんにちそれらの独占化は独占禁止法のもとに制約をうける。それは独占資本の運動法則が、自らの内包する矛盾によつて國民經濟の発達を阻害するからである。一方、不利な立場にある中小企業があまりにも多数を占めるときは、その社会の円滑な發展がむしろ疑問になる。むしろ彼等は組織化によつてのみ大資本と競争することが出来るようになる。それは、彼等

の不利な条件を是正するにとどまらず、國民經濟の發達の健全化にも寄與するのである。すなわち、これは、大企業との関連において、公正な競争を阻害することにはならない。むしろ公正な競争を再現するのである。資本主義の本質たる自由競争社会を再現するのである。けれど、中小企業は組織化、協同組合化することによつて、實質的に大企業的地位を獲得するにすぎない。これに反し大企業が結合すれば、その地位はいたずらに強化するだけで独占化が強化され独占資本主義經濟の矛盾をますます露呈する。ここに國家の對企業政策上の非割一性があるのである。独占禁止法と協同組合法の併置はこれを如実にものがたるものである。

さて、資本主義經濟は、自由經濟主義である。それは經濟活動の自由、すなわち經濟の自由競争と、それを確保する制度として私有財産制度を基盤に成立し、發展する。かくして、協同組合の結成ないし、これへの加盟は、資本主義經濟秩序の大道を歩むものであり、協同組合の法的認容は、種々の便宜を法的に與えるもので、國民經濟の秩序維持のため、その運動構造や運動方法を制度的に規正する必要のあるのは、現代の法治國家においては、当然と云わねばならない。

もちろん、協同組合運動は、その發展のありかたによつては、社会主義的にもなり、また、協同組合主義的にもなる。社会主義者にとつては、協同組合は社会主義化の過渡期における必要な企業形態の一つである。「協同組合のシステムに組織することは、根本において、吾々が新經濟政策NEPの支配において必要とするすべてである」とレーニンは強調した。また協同組合主義者にとつては「協同組合國家」成立をその運動の理想とする。それは早晚には協同組合をもつて、すべての企業にとつて代らうとするものである。一氣に資本主義を改革しようとするものではない。政治に依存しないで、自力で新經濟社会を実現せんとするものである。それは社会の改良と經濟の革命を、社会進化の原動力たる個人性より出發すべきものとし、政治のもつ役割を認めないところに、特質をもち、社会主義者の協同組合観との明確な區別をする。G・D・H・コールは、この運動が國家から離れて推進されねばならぬことを強調している。今日の多くの人々の協同組合観は、資本主義の立場にたつものであり、わが國の協同組合制度は、特に中小企業協同組合制度は全く資本主義制度以外のなものでもない。企業はあくまで支配的形態であり、協同組合はその附屬的形態である。現行協同組合法がそれを証明している。それは中小企業の相互扶助を図るための温床であ

り、その活用は資本主義発展のための防波堤である。(註7)

二

わが國の中小企業の協同組合運動を規定する現行法は、中小企業等協同組合法(二十四年)と、中小企業安定法(二十七年)である。したがつて今日の中小企業の協同組合の形態は、法的には、事業協同組合、企業組合、信用協同組合および調整組合の四者であるが、中小企業の協同組合運動の中心は事業協同組合と調整組合であつて、他の組合は後に述べるごとく、むしろ派生的な特殊組合である。ここでは中小企業の組織化問題を、この二つの協同組合において把握せんとするものである。もちろん、この組合運動は中小企業を対象とするとはいへ独占禁止法に抵触しない限りにおいて合法的となる。(註8) それはいわゆる民主主義に立脚するロッテデルの原則に根拠をもつものといえる。(註9)

a

事業協同組合は、中小企業の協同組合制度の中心体であり、その組合数も今や約二万にまで及んでいる。量的には、かなりの普及水準であるが、もちろん質的には種々の問題を含んでいることは後述のごとくである。これは個々の中小企業者が、その独立を保持しながら、相互扶助を目的として任意加入制度のもとに出資し、共同施設を設置してそれを中核体に、共同生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査、その他組合員の事業を行う任意組合である。信用機能は除外された。事業協同組合の行い得る事業は、内部経営的なものと、外部経営的な市場操作に大別して把握されよう。前者は、主として中小企業自体の経営合理化によつて、中小企業の資本力の不足を補つて大企業に競争せんとするものであり、後者は、主として中小企業間の競争を排除せんとするものである。すなわち、生産調節によつて競争を緩和せんとする市場操作である。本來的な資本主義下の協同組合運動としては、内部経営的業務こそ、組合にとつてより基本的なもので、また中小企業政策として重要視せられるところである。事実、中小企業はその資本力に制約されて経営改善を限界附けられているのであるから、ここに協同の力によつて、大資本の経営能力に接近せねばならぬ。後者は本質的にはカルテルと共通するもので、過度にわたる場合には、それはもはや独占的弊害を惹起するのであつて、独禁法に抵触するのである。もはや協同組合政策の主旨を逸脱するもので、そこに組合運営

事業協同組合の現況

(昭和27年4月20日現在)

	設立累計	解散累計	現在数
製 造 業	9,367	840	8,527
（ 織 維 工 業	1,732	196	1,536
（ 金 属 工 業	502	31	471
（ 鉄 工 機 械 器 具	782	61	721
（ 窯 業	413	31	382
（ 化 学 工 業	743	82	661
（ 製 材 木 製 品 工 業	1,292	76	1,216
（ 印 刷 製 本 出 版 業	90	6	84
（ 食 料 品 工 業	2,314	171	2,143
（ そ の 他 工 業	1,499	186	1,313
非 製 造 業	8,369	833	7,536
そ の 他	280	14	266
計	18,016	1,687	16,329

(註) 中小企業庁「中小企業協同組合設立状況解散状況調査表」による。

機関の良識を要請されるのである。かかる生産調節は生産過剰の市況においてこそ行われるべきもので、最大利潤追求のため独占価格の確保に乱用されては法の主旨に反するのは当然である。しかし任意組合であるために、この市場操作は絶えずアウトサイダーに阻害されて、現実にはあまり効力を期待できないようである。中小企業の過多性は、アウトサイダーのそれをも惹起している。ここに外部経営的事業の限界が厳然と存在する。大企業間のカルテルにおいても同様のことがいえるが、中小企業間におけるアウトサイダーの影音は大企業間のそれとは比較にならぬほど大である。

また、事業協同組合が信用機能を許可されず、信用機能は信用協同組合一本に独立させたことは事業協同組合の活動領域を制限しすぎるとの説も強いが、信用機能の兼営は、弱小中小企業の結合だけに、反つて加盟組合員の経営不振や破産のため、事業協同組合そのものの存在を危うくすることも少なくない。現行法による併立がむしろ事業協同組合の在り方を健全化するとともに、信用協同組合を強化するものといえよう。まさしく、事業協同組合こそ、今日、将来の中小企業協同組合運動の主流であるとともに、また、なければならぬ。事業協同組合の現況は別表の如くである。

b

事業協同組合の弱点を補強するものとして「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」すなわち中小企業安定法により調整組合制度が設置され

た。すなわち事業協同組合の市場操作的事業活動を妨害するアウトサイダーに対する強力な措置を考慮したもので、強制組合法的要素を取入れたものである。調整組合も原則としては、その主旨は任意組合であるが、実質的にはむしろ強制組合として解釈できよう。磯部喜一氏は、中間組合として強制組合を任意組合と区別されるが、むしろ準強制組合として把握すべきではなからうか。問題は従来の非協同的な中小企業にあるのである。企業活動の自主性の尊重に立つ事業協同組合のもとでは、組合員が相互の事業活動を制限し、所定の効果を挙げようとするれば、加盟組合員の実行だけで足ることもあるが、多くは、非協同の同業者の現れないことを前提とする。非協同のアウトサイダーが比較的強い場合には組合の事業活動制限を積極的に妨害して組合活動を弱体化する。しかし、多くは消極的な妨害である。すなわち、組合が活動を制限して犠牲を拂っている最中、アウトサイダーはなんらの犠牲を拂わないのみならず、市場操作によつて生じた市場のブランクを逆用して特別の利得を収めがちである。このことは所詮、組合の活動制限をにぶらせるのみならず中止にまで到らせるものである。わが國の中小企業には、かかる特別利得をねらうアウトサイダーが多いのである。それはわが國中小企業問題の一断面でもある。そしてまた健全な協同組合運動の発展のネックボトルともいわれている。そこに英米流の協同組合イデオロギーが直ちにわが國協同組合には即効しない因を見出せよう。事業協同組合制度はまさしく英米協同組合的なものであつた。そこに調整組合制度の意義があるのであるが、企業の自主性を法的強制により制限するという意味において、多分に問題を含むといえよう。

さて本法は、「中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定を確保し、國民經濟の健全な発展に資することを目的とする」(第一条)のであつて「当該業種にかかる製品の價格がその原材料の價格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失を生じている」場合と、「当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種にかかる関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞がある」場合のみ適用されるのであり、その適用される業種の指定され、更に臨時措置法として公布されたことは、本法適用に多大の考慮が拂われている事を示している。これは少くとも法的には、あくまで中小企業等協同組合法を中心にわが國協同組合運動を育成せんとする政策のあらわれと

もいえようが、現実の協同組合運動は、量的には事業協同組合中心ではあるが、質的には、むしろ、量的にはとるに足らない調整組合が整備活動しつつあるし、効果を収めている。また、その設立に大企業の加入を許容していることは銘記すべきことである。(但し、それは総組合員の三分の一を超えず、また当該業種にかかる生産量の二分の一以内においてのみ)ここに組合における大企業の発言ウェイトの問題が内包されているのである。平等の議決権という規定がそれをどこまで実質的に束制することが出来るかというところに今後の問題の一つがあるのである。かかる大企業の協調が中小企業協同組合運動に如何に影響するかは複雑にして大きな問題であらう。

調整組合として成功したといわれるマッチ工業に例をとつて見よう。神戸を中心に発達したマッチ工業は、戦前、輸出マッチを中心に全国生産量の大部分を生産していたが、戦後、輸出市場の喪失によつて生産過剰に悩まされ、かろうじて広告マッチの伸展を見たものの、業界はいたずらに乱賣によつて相互に傷つき、倒産も続いたが、戦後のいわゆる任意組合制度の下では、アウトサイダーを拘束するすべもなく、市場操作活動は停滞してマッチ工業界は危機に直面した。更にマッチ生産技術の高度化は、オートメーションを輸入するアウトサイダーさえ出現し、一層事態を悪化させた。ここに二十七年いちはやく調整組合を結成し、不当なアウトサイダーを拘束しつつ危機を脱して、一應健全な事業経営の道を辿りつつある。市場操作活動のみでなく、内部経営活動においても共同活動をさかんに、研究所さえ整備され新しい技術、機械の研究に精出しているが、問題は、今後どのようにこのマッチ工業調整組合が活動するかにある。とにかく、この調整組合の協同組合運動に與える影響は大なるもので、あまりにも問題を含みすぎるとともに、その適用の強化は、ともすれば、事業協同組合中心主義のわが國協同組合運動を変革して、資本主義的協同組合の本旨を否定する可能性をもつものといえよう。

c

企業組合は、零細組合員が資本と労働を共同して事業を行う一個の企業体である。それは事業協同組合の場合に、組合員独自の事業が共同施設のほかにあるのと事情を異にする。組合員は、事業者としての独立性を失い、組合に被用者として没入する。企業組合は、法的、形態的には組合ではあるが、実質的にはむしろ会社の性格をもつ一つの事

業体である。むしろ企業組合制度は一般協同組合制度とは無関連(註11)で、それは欧米の労働者生産組合的なのといえよう。むしろ企業組合は一つの事業体として事業協同組合等に止揚されてこそ協同組合運動に加わることが出来るといえよう。また、信用協同組合は信用組合を承継したもので、金融事業のみを専営するものである。事業協同組合と明確に区別したところに意義が見出されよう。一般事業と信用事業の兼営を分離してそれぞれ専営化したことは健全な中小企業に対する協同組合政策といえよう。信用協同組合の重要性は中小企業問題に、また協同組合運動にあまりにも大きい。これは別稿をもつて論ずるに十分であろう。ここで除外するゆえんである。

三

わが國の協同組合運動も様々な要因によつて限界附けられている。たしかに協同化の限界は多種多様である。しかし、この限界を認識することによつて協同組合運動の發展が期待出来るのである。それは政策主体のみならず、中小企業者自らが認識した上においてはじめて可能なことである。

第一の限界は、協同組合化を要請されるところの中小企業者一般の認識不足である。概して中小企業者は協同組合に疑惑的で、協同化に積極性を示さない。同業者の過多性からくる競争に脅かされながらも一時的な利益や、希望に自己懂着する。加えて封建的な國民性は自主的な協同を阻害して、この運動から遊離する。

第二の限界は、第一の限界要因の結果としてアウトサイダーの存在である。アウトサイダーの勢力の強弱は協同組合の運営に甚大なる影響を與える。前述の如く、アウトサイダーは積極的に組合の市場操作を妨害するのみならず、また消極的に組合の市場操作を逆用して甘い汁を吸収せんとする。多くの場合は後者であるが、協同組合運動は如実に限界づけられる。かくして調整組合制度の設置となつたのであるが、これはあくまで臨時措置法によるものであつて、原則として協同組合の中心体は事業協同組合であるからには、あるべき協同組合運動が形式化して、實質的には事業協同組合の相対的な弱体化を意味するものであるといえよう。協同組合活動の花形は調整組合であるとさえいわれている。しかしこのことは賞すべきでなく、非協調的なアウトサイダーの反省とともに、いま一度事業協同組合の質的強化に努めねばならぬ。

第三の限界は、構成組合員の地域的制約である。また、その地域内における分散度も当然に協同化を限界づけるものである。位置が市場と隔絶していればいるほど協同化への意欲が強くなるもので、都会では協同組合の發達は遅れがちにもかかわらず、地方の協同組合がとかく強力なのは、まさしく市場、すなわち營業チャンス（注18）の魅惑に業者が拘束されるからである。さらに、広大な地域内に存在する多数の業者が結合することは、それだけ組合の力、すなわち活動力が大となるわけで、その意味においては組合員の所在地域は広大なほど望ましいといえるのであるが、事實はむしろ地域には限度があるのである。地域の狭いほど結集に便であり、特に共同施設の利用その他特に地方においては地域の広さの限度は無視出來ない。これを無視しては協同化の無効であることが調査資料によつて明らかにされてくる。

第四の限界は、組合員の經營規模、經營能率、業務内容等の多様性が大いに影響することにある。經營規模の大小業務内容の不整一、あるいは經營能率のよしあしなど、利害關係がそれぞれ異なる場合には、協同化は制約をうけるのである。これは組合の内部經營的事業において、特に共同施設の利用度、更には、かかる条件の下における統一的な共同施設の設置、運営の困難性にあらわれるのである。もちろん、個々の業種によつてその限界の度合は異なるものではあるが、一般的に見て、これは協同化の限界づけをするものである。しかし、反対にこれらの不整一が、反つて、それを逆用して協同組合の実を挙げているものもあることは見逃すことはできない。元來、中小企業は、その不整一性に特質を見出すものであつて、徒らに中小企業の整一性をまつことは反つて協同化を縮小するもので、むしろその不整一性を利用して協同化すべく指導すべきではなからうか。名古屋地方においては、自轉車卸業協同組合において、大中小の業者が一個の組合を結成しながら、資材の需給關係と業務活動の分担によつて、協同化の実をあげているし、また、瀬戸地方における牛乳商業協同組合では、搾乳から瓶詰、需要者への配給と、縦断的結合によりその効果をあげている。（注19）かかる事實は今後の協同組合運動の一つの新しい道を指示するものである。今後の協同組合運動發展のためにとくに強調した。

第五の限界は、生産調整における生産割当の困難性が組合員間の協力に制約を與えることである。第四の限界と重なるものであるが、生産割当の合理的な基準がないということ、その割当に對する組合員の判断の主観性から屢々組

合自体の自己分裂、ひいては無力化にいたらしめるものである。カルテルでさえこの問題を内包するのであつて、不整一な中小企業においては尙更のことである。強力な調整組合でさえこの問題にしばしば行詰つてゐるのである。

第六の限界は、有効出資が協同組合事業の活動力を限界づけることである。有効出資の大きさは組合の内部経営的
事業活動の大きさを決定する。共同施設は出資額に、出資額は組合員の出資性向に依存する。出資性向は組合員の資本力と、当該組合に対する評價によつて決定される。資本力の弱い中小企業は出資に対して消極的で、更に彼等の組合に対する評價も今日一般に高くない。かくして有効出資は組合の要請するほどには集中しない。そこに組合事業活動そのものが制約され、制約された事業活動は組合員に一層評價を引下げさせる要因ともなる。ここに組合事業活動の停滞性の一つの原因が見出されるのである。

第七の限界は、組合員の議決権と出資口数の無関係からくる組合員の積極性に対する制約が、協同組合運動にブレーキをかけることである。組合員は現行法の下では、権利として、各々一個の議決権をもつのみである。出資口数にかかわらず平等である。終戦後特に民主化政策の一端として重視される点である。これは消費組合などと異り、企業者の結合体であるから、議決権の平等性を完全に否定することにならない限り、若干の緩和を認めてもよい場合もあると主張する立場もある。また民主主義を強調する立場に両立している。とにかく、形式的民主化にとらわれることなく、実質的に民主化を排除しない限りにおいて、出資金を増加して組合の事業活動を効果的ならしめることは考慮されるべきであらう。これはまた、第六の限界に関連するものである。

最後に、第八の限界は、経済界の景氣變動に多分に協同組合運動が影響をうけることである。好況期の協同化は、永續性の乏しい場合が少なく、組合員の離脱も増加するもので、それに因つて組合も弱体化する。不況期の協同化は、むしろ逆に根強いものが見られるが、協同組合自体が弱体化して解消することもあるが、むしろ協同化への動機を形成する場合が多い。しかし、それは条件づけられたものである。その不況が、当該工業にとつて致命的なものであつてはならぬ。すなわち、協同化によつて多少とも合理化が促進され、原價の切下げに役立つか、それとも製品の向上に資するか、販路の拡張を可能ならしめるような場合であつて、その不況を協同化によつて切り抜け得るとの判断に到り得る程度の不況でなければならぬ。^(註16) 中小企業が景氣の波に敏感なだけに協同化も、好、不況に少からず制

約をうけざるを得ないのである。

四

戦後、わが國の協同組合制度は、広く一般的に欧米風の影響を多分にうけて、民主化の線に沿つて單純化され、その一劃としての中小企業に関する協同組合も、前述の如く中小企業等協同組合法と、それを臨時的に補強する中小企業安定法によつて一應の制度化を確立したものの、依然として協同組合活動は、いまだしの感が多分に見うけられる。これは、わが國中小企業問題の特質に起因するところでもある。今や、独占資本主義の段階においては、産業構造は高度化され、独占企業は生産財産業を基盤にして一國の産業を支配する。支配力を失つた中小企業は自主性を喪失して、國民經濟の大きな奔流に身を委ねるのみとなるのである。ここに中小企業の位置が見出される。かかる条件のもとで、中小企業の組織化、協同化が強力に要請されるのである。そこで、中小企業の協同組合運動は促進される。元來、資本主義下の協同組合運動の理想は競争力を失つた中小企業を結集して、再び大企業と競争の地位を與え、競争經濟によつて經濟の民主化を再建しつゝ國民經濟の健全なる發展を促進するにある。しかし、今日のわが國のかかる經濟界の下では、「独占を頂点とする資本の運動法則のゆるす範圍内において協同組合運動は限局される」^(註)。すなわち、今日の協同組合運動は、対独占企業というよりも、むしろ中小企業間の競争の緩和として、あるいは個々の中小企業經營の合理化策として行われているので。だからといつて、協同組合運動を輕視するのではない。むしろ協同化こそ、中小企業問題の対策として残された道であることを強調する。協同化のみが中小企業問題の解決策であるのではない。協同化される企業自体の体質改善を前提として協同組合運動の実効を見るのである。しかし、協同組合運動の啓蒙が、企業自体の体質改善に資することあるを見逃すことは出来ない。

さて、今日のわが國協同組合制度の下での問題は、調整組合制度にあるといえよう。臨時措置としてのこの制度が、今後ともむしろ永續される趨勢にあることは、今日の協同組合運動の性向を暗示するもので、任意組合の弱体化を物語ると共に、民主化の後退を、すなわち自主的、協同組合運動發展の困難を指示している。結局、經濟民主化政策としての独占の抑制と共に、実効的な綜合中小企業対策が要請されるのである。

(註)

- ① 伊藤岱吉 中小工業問題の本質 二九、三〇頁
- ② 「論集第二卷一、二合併号 中小企業問題の本質 一〇五頁
- ③ M. Dopp, *Studies in the Development of Capitalism* P.P. 341~343.
- ④ 磯部喜一 協同組合 一二頁
- ⑤ レーニン(高山洋吉訳)協同組合論 一二七頁
- ⑥ G. D. H. Cole, *The British Co-operative Movement in a Socialist Society* P.P. 155~161.
- ⑦ 川端 巖 中小企業経済論 九一頁
- ⑧ 独占禁止法第二十四条及び中小企業等協同組合法第四条を参照
- ⑨ “Rochdale system” of co-operation であり、これは単に消費組合だけでなく、協同組合一般の基本的組織原理たるものとされているが、これは本質的に協同組合的結合をささえる社会経済的条件の特殊性に対応するものであった。すなわちそれは一般に、①加入脱退の自由と取引の組合員への限定、②表決における一人一票主義、③非組合員の出資の否定組合員一人当りの出資を制限すること、④出資に対する利子の支払いの制限、⑤事業量利用高に応じての利益の分配、等に要約されるが、要するにそれは各組合員の消費者、中小生産者という形における事実上の平等関係を基礎とするものであった。
- ⑩ 磯部喜一 前掲書 一五五、一五六頁
- ⑪ 同 右 一八四頁
- ⑫ 村本福松 中小企業の組織化・協同化の限界 六五頁
- ⑬ 同 右 六六、六七頁
- ⑭ 磯部喜一 経済学大辞典(東洋経済)協同組合 三三三頁
- ⑮ 国弘員人 協同組合概論 一七五~一八〇頁
- ⑯ 山中篤太郎 中小企業組織化の可能性 二五頁
- ⑰ 小田橋貞寿 中小工業の協同化の条件と構成 三〇頁
- ⑱ 藤田敏三・金持一郎 日本の中小企業 三三六頁

(昭 三一・九・一四)

Yamada, Michio

The Small Business Problems and the Producers' Co-operative Movement

Resume

The present small business problems are found in that the sphere of its activities and profit margins are decreasing while the business risks are increasing as the economic power has gradually been concentrating in the hand of the monopolistic capitalists in the course of rehabilitation of Japanese industry.

One of the most effective ways to resolve the problems is a Co-operative movement. The basis of Co-operation under the capitalist system should be voluntary membership, along which the post-war Co-operative movement has been running. The producers' Co-operative movement has been developed in quantity, but hardly in quality. Especially the producers' Co-operative movement is now facing a neckbottle, that is, the existence of many "outsiders" is disturbing it in its activities.

In the present brief study, I tried to show the basic problems that the producers' Co-operative movement is facing.